

旭川市パートナーシップ宣誓制度について

1 運用開始

令和 6 年 1 月 1 6 日（火）

2 利用状況

- ・ 宣誓組数 4 組（5 月 2 3 日現在）
 - ※ 6 月に 1 件宣誓予約あり。
 - ※ 1 市 8 町の連携による他自治体住民の宣誓実績なし。
- ・ 宣誓時に宣誓書受領証を交付し、受領カードは後日簡易書留で郵送。
- ・ これまでの宣誓者は全て個室を希望。手続終了後、タペストリーを背景に記念撮影を行っている。



<パートナーシップ・タペストリー>

3 自治体間連携

(1) 上川中部 1 市 8 町における連携

旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
※上川町は令和 6 年 4 月 1 日連携開始

- ・ 1 市 8 町いずれの自治体でも宣誓手続が可能。
- ・ 8 町への転出時に継続使用の申請をすることにより、旭川市の受領証等を継続して使用できる。

(2) 道内導入済自治体との連携

札幌市・函館市・帯広市・北見市・岩見沢市・苫小牧市・江別市・北斗市
小樽市・滝川市・釧路市・深川市・室蘭市

- ・ 連携自治体への転出時に継続使用の申請をすることにより、旭川市の受領証等を継続して使用できる。

4 利用可能な行政サービス

- (1) 市営住宅への入居申込等
パートナーとの入居申込，同居申請をすることができる。
- (2) 市立旭川病院における病状説明・各種同意（手術・輸血等）
代諾者，同席者として，これまでも縁故者を可としていたが，パートナーを患者本人の意向により，配偶者と同等として取り扱うことができる。
- (3) 各種職員手当受給のための届出（市職員対象）
パートナーを配偶者と同等として，各種手当（扶養手当，寒冷地手当等）の届出をすることができる。

5 今後の課題と取組

- (1) 今後の課題
性の多様性についての理解促進とパートナーシップ宣誓制度の幅広い周知
- (2) 課題解決に向けた旭川市の取組
 - ・ 研修会の開催
 - ・ 男女共同参画パネル展の開催
 - ・ 企業等を対象としたガイドブックの作成

※詳細は資料2に記載